

錦帯橋周辺施設キャッシュレス化業務に関する質問に対する回答書

質問事項	回答事項
<p>1 共同提案の場合、コンソーシアム（共同提案）に係る構成事業者についても押印が必要とありますが、事務上、社印押印に時間を要することから、参加表明書1部の中に両社社印を押印することが難しいため、代表事業者社印を押印した参加表明書、構成事業者社印を押印した参加表明書、計2部の参加表明書を提出することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>2 参加資格（業務実績）について 同種業務の実績がないのですが、共同提案の事業体は業務実績があります。このような場合は参加資格はありますか。また、参加資格がある場合、(様式3)会社(参加表明者)の同種または類似の業務実績はどのように記載したらよいでしょうか。</p>	<p>1 ご質問のように参加表明書を2部に分けて提出いただくことは差支えありません。その場合、同内容を記載した、(様式1)2ページ部分を2部ご用意いただき、1部に代表事業者社印、1部に構成事業者社印を押印し、同時にご提出ください。 なお、いずれか一社の押印書類が参加表明書提出期限に間に合わない場合には、参加表明が無効となりますのでご注意ください。</p> <p>2 実施要領4(9)ウに記載の通り、「構成事業者のうち少なくとも1者が(8)の条件を満たしていること。」としていますので、参加資格はあります。 (様式3)については実績が0件の事業者については提出不要です。実績のある構成事業者のみご提出ください。</p>